

議案第10号

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年 2月24日 提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

高齢層に係る一般職の職員の昇給抑制及び自宅に係る住居手当の廃止をするため、
条例の一部を改正するものである。

一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「2号給」を「1号給」に改める。

第20条の2第1項中「次に掲げる職員」を「自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「掲げる額」の次に「（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」を加え、同項第1号中「前項第1号に掲げる」を「月額23,000円以下の家賃を支払っている」に、「次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する」を「家賃の月額から12,000円を控除した」に改め、同号ア及びイを削り、同項第2号中「前項第2号に掲げる」を「月額23,000円を超える家賃を支払っている」に、「4,300円」を「家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。